

2023 年 9 月号

(2023 年 9 月 19 日発行)

大阪：〒598-0013 大阪府泉佐野市中町 1-2-4

e-mail：[info@senshu-sr.com](mailto:info@senshu-sr.com)

HP：<https://senshu-sr.com>

## 泉州経営協会 静社労士事務所便り

### 2023 年度 最低賃金改定

暑さが和らいでくると、最低賃金改定の時期とってしまいます。職業病ですね。。。というわけで、今回は最低賃金を紹介していきたいと思います。

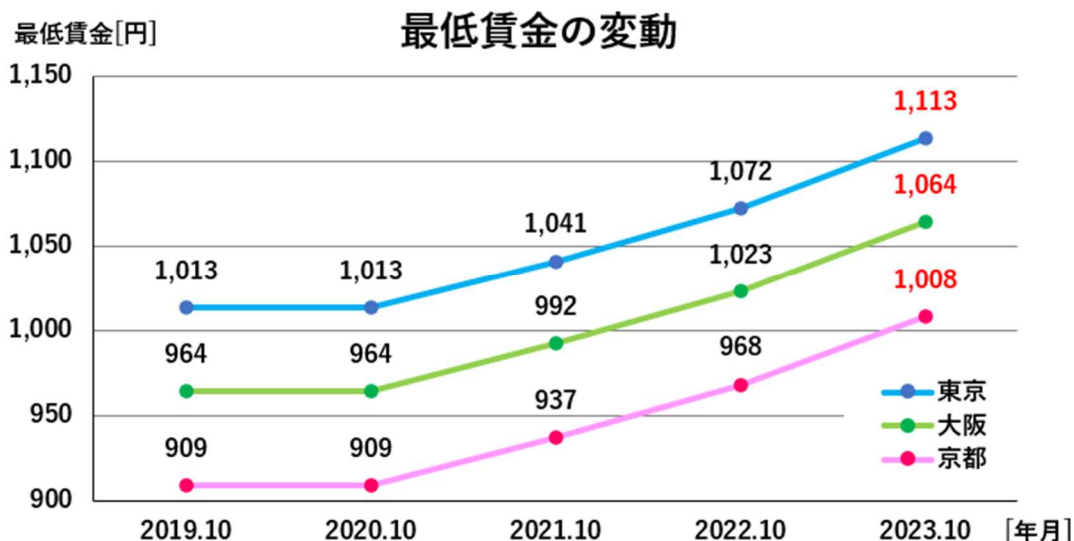
※過去の事務所便りは、<<https://senshu-sr.com/>>の事務所便りタブよりご覧頂けます。

### ◆2023 年度 最低賃金改定

2023 年 10 月から最低賃金が改定され、**東京都 1,113 円、大阪府 1,064 円、京都府 1,008 円、愛知県 1,027 円、熊本県 898 円、福岡県 941 円、兵庫県 1,001 円**になります。全国加重平均は前年度比 **43 円増の 1,004 円**に引き上げになります。

厚生労働省

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/minimumchiran/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumchiran/index.html)



8 月 31 日、首相は、最低賃金について 2030 年代半ばまでに**全国加重平均 1,500 円**を目指すと表明しました。今後 10 年間で全国加重平均が 500 円引き上げになると、単純に考えれば**毎年 50 円ずつ引き上がっていく**こととなります。

### ◆社会保険定時決定による社会保険料の変更

社会保険の定時決定(4,5,6 月に支払われた報酬を算定基礎届により届出し、標準報酬月額を決定し直す)により、9 月分の社会保険料が変更になる方がいると思います。定時決定は年 1 回の手続きであることに加え、算定基礎届の提出は 7 月、社会保険料の変更はこの時期で、時期がずれているということもあって、社会保険料の変更が漏れるケースがたまに見られます。社会保険料は原則、次の定時決定までの 1 年間変わらないため、変更漏れがあると 1 年分の社会保険料や、従業員の給与が正しくなくなってしまいます。弊社に定時決定手続きをご依頼頂いた皆様につきましては、保険料通知をお送りしておりますので、ご確認頂ければと思います。